

平成 26 年度 第3回 知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成 26 年 9 月 4 日（木）

午前 10 時 00 分～

場所：中央公民館 2 階 中会議室

■委員出席者（計 17 名、敬称略・順不同）

蔭山 英順	鈴木 恭子	北村 信人	加藤 浩文	山崎 敬司
坂本 進	石川 恵子	財津 咲代	吉田 恵	永田 憲子
佐藤 慎子	西 玲子	服部 悟（代理）	野々村 尚道	清水 雅美
川合 基弘	服部 友彦			

■委員欠席者（計 3 名）

豊田 かおり 川合 大一郎 落 邦広

■事務局（計 6 名）

【子ども課】	成瀬 達美	星野 主税	伊藤 慎治
【健康増進課】	浦田 浩子		
【学校教育課】	橋本 昭		
【委託業者】	都築 光		

■開会

（事務局）

おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。川合委員と、加藤委員は遅れて来られるというご連絡をいただいております。時間になりましたので、先に始めさせていただきたいと思っております。

本日の会議につきましては、知立市審議会等傍聴要領の規定に基づきまして、会議を公開とさせていただいております。傍聴人の入場は可能となっておりますが、本日、傍聴人はいらっしゃいませんのでご了承いただきたいと思います。また、医師会代表の豊田委員、労働者代表の落委員につきましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。委員総数 20 名のところ、現在 16 名、後に 2 人の方が入られて 18 名となり、過半数に達しておりますので、今回の会議は知立市子ども・子育て会議条例の規定に基づき、成立しております。

只今から、「平成 26 年度第 3 回知立市子ども・子育て会議」を開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。はじめに、蔭山会長より、ごあいさつをお願いいたします。

■会長あいさつ

（蔭山会長）

おはようございます。知立市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定も、正念場になってまいりました。子どもたちの将来に関わる計画ですので、それぞれのお立場から積極的な

ご意見を頂戴して、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

■協議事項

(事務局)

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

(事務局)

では、会議次第2の協議事項に入らせていただきます。これ以降、会議の取り回しについては蔭山会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(1) 知立市子ども・子育て支援事業計画の素案について

(蔭山会長)

それでは、次第に従って協議に入りたいと思います。協議事項(1)「知立市子ども・子育て支援事業計画の素案について」、事務局より説明をお願いします。

<資料4号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

ご提案いただいたのは、この計画の中に教育に関わる放課後子ども教室のことも含めるといふことと、母子保健の問題も含めるといふことでした。何かご意見はありますでしょうか。

(服部悟委員代理(生田氏))

衣浦東部保健所の服部の代理で来ております健康支援課の生田と申します。母子保健の問題を計画の中に入れていただけるのは、私どもとしてはありがたく思っております。実は、母子保健計画を、法ではありませんが、国から今年度策定するよう通知が出ております。次世代の行動計画と一体で作ってもいいということですので、ぜひ計画の中に入れていただきたいと思っております。

また、資料4号のP2の2「計画の法的根拠と他の計画との整合」の5行目に「同法に基づく次世代行動計画策定指針の「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」という主旨が載っています。女性が妊娠した際に、母性が少しでも養われているためには、思春期保健が非常に大事になってくると思います。施策体系の基本目標1、施策の方向性(3)「教育・保育の質の向上と体制の整備」、もしくは基本目標2「母子の健康の確保と増進」のどちらかに該当すると思うのですが、思春期保健について入れていただけると、よりありがたいと思っております。

(蔭山会長)

計画の中に母子の問題を入れることについては、賛成というご意見ですね。思春期保健について、もう少しご説明していただけますか。

(服部委員代理生田さん)

施策体系の基本目標2、施策の方向性(1)「子どもや母親の健康の確保」をするためには、少なくとも妊婦さんから母子保健の啓発を始めなければならないと思います。ただ、10代の妊娠、妊娠中のアルコールやたばこなど、非常にたくさん問題を知立市のお母さん方は抱えています。これらの問題に対応するには、妊娠してからの妊婦健康診査から啓発を始めるよりも、もっと早い思春期の段階からの取り組みが大事になるのではないかと思います。そこを、この計画の中で触れていただければと思っております。

(蔭山会長)

(1)「子どもや母親の健康の確保」は、妊婦さんから出発して、生まれてきた子どもの健康の確保ということなので、妊娠以前の思春期保健の提案ということですね。事務局からはいかがでしょうか。

(事務局)

もともと次世代行動計画には、「子どもと母親の健康確保と小児医療、思春期保健対策、食育」という内容が入っています。次世代からの引継ぎということで、思春期保健対策も含めて計画の中に入れていく方向で進めたいと思います。

食育については、今年度、保健センターで食育推進計画を策定する予定ですので、重複しないように、そちらの計画にお任せすることになっています。

(蔭山会長)

分かりました。その方向でよろしくをお願いします。

(川合基弘委員)

放課後児童クラブだけではなく、放課後子ども教室についても計画に盛り込んでいくことは、分かりやすく良いと思います。

(蔭山会長)

放課後子ども教室は、市内全校に設置されております。質を高めるという点を考えますと、計画の中に柱として入れておかないといけないと私も思います。

(北村委員)

素案P21③「放課後子ども教室」のところには「安心・安全な活動拠点(居場所)づくりを確保します」とあるだけです。後でいただいた資料P18「放課後子供教室の拡充」の「全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実」という文章が入っていません。このプログラムの内容をここに書き込んでおかないと整合性が取れないのではないのでしょうか。

(事務局)

国からの急な話であり、教育委員会との調整が間に合いませんでした。計画に載せるかどうかについても、また次回検討させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

貧困家庭の支援については、昨今問題になっておりますが、知立市の実態は分かっているのでしょうか。分かっているなら、それに基づく貧困家庭の子育て支援についてどこかに入るべきであると感じました。貧困については、子どもが育っていく上で考えなくてはならない課題となっています。その点はいかがでしょう。

(事務局)

施策体系の基本目標4「きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実」の(2)「母子・父子家庭等の自立支援の推進」の中で、経済的支援を行うというベースで考えております。

(蔭山会長)

母子・父子家庭でなくともあり得る話なので、それに限定せずに取りこぼしのないようにしていただきたいですね。

(川合基弘委員)

素案P34の③「各種経済支援の充実」とありますが、この内容が該当するのではないのでしょうか。

(蔭山会長)

経済支援だけでは、就学前援助金などの支援だけになってしまいます。就学している子どもについては、お金だけではなく学習支援も必要です。貧困家庭の子どもたちを集めて、学習のサポート活動をしているところもあります。

(山崎委員)

現場で子どもたちを見ていると、今、蔭山会長がおっしゃられたことをひしひしと感じます。奨学金には、親の収入や本人の学力など、色々な条件があります。貧しい家庭の子どもは、学力条件を満たせないことが多いのが実情です。経済格差が教育格差に非常に関連していて、奨学金を貰おうにも貰えないという子どもがたくさんいます。学校としては残念でなりません。経済支援、生活支援、学習支援の体制を取っておくことが非常に大切だと感じています。家庭が貧しくても、奨学金をもらうことで、自分の将来に夢を持てるのが理想です。しかし、生活のことでいっぱいになってしまい、家庭で学習することができません。不登校や学校嫌いにもつながってしまいます。

(川合基弘委員)

知立市が高校生に対して行っている奨学金については、成績は関係ありません。本人の意欲と経済状況を見ております。

(蔭山会長)

色々な奨学金の団体があると思います。

経済的貧困から、学習意欲が落ち、意欲が落ちると生活全般に関係してくるので、なるべく意欲を落とさないための措置が必要です。高校進学をする意欲までなくしてしまえば、奨学金があっても意味を持たなくなります。子どもたちに、親の経済的状況による格差が生じてはいけません。

(北村委員)

小学校に上がる前から、そのような家庭があることは分かっています。小学校に申し送りをする保育要録がありますが、そこには書くことができません。口頭や違う文書でしか伝えることができません。保育園と小学校の連携が難しいと思います。

奨学金をもらえるか、もらえないかについては、貧困家庭にも種類があり、不慮の事故等で経済的に大変になってしまった家庭はまだ大丈夫なのですが、親自体に経済力、保育力がないと手続きすら面倒くさいということになってしまいます。そのような家庭を支援するため、家庭相談員さんにも入ってもらっていますが、目に見えないところがたくさんあり、事件などが起きないと対応してもらえません。先ほど母子保健の話も出ましたが、出産前から家庭をフォローしていく人が必要であると思います。出産後もフォローし、保育園につなげてもらえばいいのですが、保育園にも行かせていない場合もあります。また、保育園に行ったとしても園ではたくさんの子どものいるため、1つの家庭だけをケアするわけにはいきません。そこで、しっかりとケアしてもらえると、子どもにとっては少しでもいい環境で小学校につながられると思います。

蔭山先生がおっしゃられたように、今の状況ではフォローしきれていないと思います。このような家庭についての認識がもっと必要だと思います。結局、学校に1人でもこのような

子どもがいると、全体が足を引っ張られてしまいます。1人が事件を起こすと全体に影響を与えてしまいます。外側からのフォローや連携が必要です。計画の中に、保健センターとの連携や、小学校との連携、家庭相談員との連携などが書かれている良いと思います。

(鈴木副会長)

来年度から生活困窮者支援法という法律が施行されます。生活保護の上限がカットされるということで、生活困窮者家庭の子どもが増えていくことは明らかです。生活困窮者支援法でカットされた部分に対して相談できる相談員制度を設けて支援していく予定ですが、あくまでも経済的自立を促す支援であり、子どもの教育までは手が届かないだろうと思います。今、予定されている相談員の人数では、とても追いつかないだろうと確信しています。

(事務局)

生活保護法の改正に伴って、生活困窮者支援法は27年4月1日から施行されます。法律自体はできております。その中で、貧困の連鎖が問題にあり、貧困により子どもたちの学習能力が落ちないようにするため、市でも法律に伴って学習支援事業を展開する予定です。ただ、27年度すぐには始めることができず、28年度に福祉課で事業所やボランティアなどを整備し、場所などを定めてやっていきたいと考えています。その辺りも絡めて、計画の中には盛り込んでいきたいと思います。

(蔭山会長)

そのあたりは、計画の中にしっかりと提示して明文化しておいた方がいいですね。進捗状況も確認しながら進めていただければと思います。

(北村委員)

子ども・子育て支援法ということで、子どもの最善の利益をどうするかという計画だと思うのですが、基本理念や基本方針の中に子どもの育ちについての記述が少ないように思います。子育てをするための支援の部分が大きいのではないのでしょうか。子どものことをもっとしっかり入れた方がいいのではないかと思います。

また、計画の文章が「充実を図ります」「取り組みます」「5年後に見直します」と書いてありますが、計画がどの時点で作られるのかがよく分かりません。具体的に、この計画は誰が考え、今後どうする予定なのでしょう。担当課は書かれていますが、担当課だけなのでしょう。

(蔭山会長)

育てる側の内容が多く、子どもの育ちについてはあまり明確でないというご指摘と、この計画を具体化していくことについてのご質問だと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

1点目のご指摘については、基本理念を含めて、子ども・子育て支援法にならった「子どもにとってより良い」という考えが抜けていたように思います。子育てについてだけでなく、子どもの育ちについても入れていきたいと思っています。

2点目の具体性については、資料5で量の見込みと確保の内容に触れている事業については具体的な数値が出ていると思います。他の母子保健や放課後子ども教室についても、以前の次世代行動計画では、事業内容プラス数値目標を示していました。今回の計画でも、それらを31年度までの目標とし、具体的な事業内容も入れられるよう担当課と話を詰めたいと思います。

(北村委員)

今後、どう進めていくのかが示されていないといけないと思います。例えばP25の「子育て

て相談の充実」という事業については、事業内容は「情報の提供に努めます」と書いてあるだけです。具体的に誰が話し合っ決めていくのか、子ども課だけで決めていくのか、他からも意見を求めるような話し合いの場を作るのか、そのような指針的なものがないとイメージが湧きません。子育て相談についても、今どこで実施していて、どれくらい足りないのか、ニーズ調査をするのか、臨床心理士やカウンセラーを入れなくてはいけないのか、そのような具体的な取り組みがよく分かりません。

(蔭山会長)

基本方針が決まったところで、具体案が出るという流れではないでしょうか。今、基本方針として「充実させる」という内容で委員の皆さまにご承認いただければ、次に知立市としてどうするかというご質問でしょうか。

(北村委員)

この会議で具体的なところまで審議をするのか、それともこの会議はこの内容で終わってしまうのなら、どこで具体的なことを詰めていくのか、担当課で詰めていくのか、それをお聞きしたいと思います。

(事務局)

子ども・子育て支援事業計画を定めさせてもらった後で、毎年度、各課で事業を実施していきます。その進捗状況をこの会議で報告させてもらいまして、委員の皆さまにご意見をいただく予定です。基本的には担当課で、改めて会議や協議会で検討委員会を設けて具体的に詰めていくこととなります。その内容を、計画に具体的に載せるかということ、そこまでできるかは分かりません。

(北村委員)

計画の内容をきちんと5カ年で達成できるのか、それが心配です。他の市町では、貧困家庭についてなら、その専門の部会を作ってどこまでに何をするかを決めて行っているところもあります。

(事務局)

本来なら、そのような部会があればいいのですが、実際その辺りもできていな状況ですので、事務局で一度検討させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

絵にかいた餅では仕方ありません。各課の予算的な問題や、年次進行的に考えた場合の重点もあると思いますが、行政が素案を作ってこの会議で諮ることは可能だと思います。素案をこの会議で作るわけにはいきませんので、検討すべき課題について会議で確認できればいいのではないのでしょうか。

(事務局)

分かりました。検討して、ご報告させていただきます。

(鈴木副会長)

生活困窮家庭の話のところで確認ですが、施策体系の基本目標4に「(2) 母子・父子家庭等の自立支援の推進」とありますが、母子・父子のみが経済困窮者と捉えざるを得ない感じがするのですが、どうでしょうか。

(事務局)

どのような体系がいいのかは検討させていただきます。一般的には「ひとり親家庭を始めとする生活困窮」というまとめ方でもいいかと思います。

(蔭山会長)

母子・父子に限定しない、広範囲で拾えるような表現で分かりやすくしていただきたいと思います。

(鈴木副会長)

児童虐待について、虐待防止法によると福祉課で取り扱うのですか。

(事務局)

障害者は福祉課、高齢者は長寿介護課となります。

(鈴木副会長)

虐待する親や近辺の人たちの支援となると、役所的な縦の仕組みで、これは何課、これは何課というのではなく、横の連携を取った体制を作っていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

虐待に関しては、協働推進課が中心になっております。他に子ども課、福祉課、長寿介護課の4課で連携を取らせていただいて、何がその人にとって必要かを考え対応させてもらっています。障害者虐待については、福祉課の中に窓口を設けておりますが、看板等を掲げているわけではありませんので、それについても検討させていただきます。

児童よりさらに年長の方についてはこの計画では児童虐待というものの中には盛り込みませんが、福祉課でも障害者虐待について検討していますし、長寿介護課や健康増進課でも検討しております。それらも一体的に運営できないかという話もしております。今回、幅広く次世代計画の内容も包括させていただくことでご承認いただければ、この計画としては児童虐待という形で掲載したいと考えております。

(蔭山会長)

虐待には、子ども、高齢者、障害者の3つの法律があります。子ども・子育て会議のプランからいけば、児童虐待について取り組むことになると思います。実際には、高齢者にも障害者にも同じような性質があります。障害者の児童もいるため、その辺りの絡みもあります。障害者の子どもが児童から省かれるわけではありませんので、両方絡んでいることがとても大事になってきます。

(山崎委員)

私は参加したことがないのですが、要保護児童対策ネットワーク協議会は児童相談センターの方ももちろん参加されているでしょうし、今日いらっしゃる方でも参加されている方がいるかもしれませんが、ぜひ充実をしていただきたいと思います。会議以外の日常的に、児相や福祉課、保健センターはどのように連絡を取り合っているのでしょうか。

(事務局)

要保護児童対策ネットワーク協議会は3層構造になっております。関係機関の現場の職員が動きやすい体制を整えるため、組織のトップが集まる代表者会議を年2回開催しております。実務者会議では、関係機関の現場の職員、例えば子ども課の職員や家庭相談員や保健センター、児相の職員さんなどで月1回開催し、連絡調整や進捗管理をしております。また、何か変化があったとき、新しい心配事があるときなど、新しいケースの場合は、ケース検討会議という会議を個別に開催しております。ケース検討会議では関係機関がそのケースについてどのような方針で取り組んでいくかということを決定しています。定期的に児相ともやりとりをしておりますし、個別に会議もしております。虐待問題については、児相と連携して取り組んでおります。

(山崎委員)

ケース検討会議の主体は児相なのでしょうか。子ども課や福祉課、協働推進課ではないのでしょうか。

(事務局)

ケースの種類によっても違ってきますが、一般的には児童を守るといことに関しては児相にリーダーシップを取ってもらっています。保護者支援や妊婦支援などのケース会議では、市役所がリーダーシップを取ってやるべきであると思います。現状としては、私どもにはまだノウハウがないため、児相の方でリーダーシップを取っていただいているところです。本来なら、要保護と要支援という形で、要保護は児相、要支援は市町という分け方ではあります。要支援も児相にノウハウの面で相談させてもらいながら対応しています。

(野々村委員)

要保護児童対策ネットワーク協議会では、法律ができる前はメンバーの方は守秘義務があり、それぞれの機関が持つ情報を共有することはできなかったのですが、児童福祉法の改正により同法に位置づけられ、同法により情報交換と守秘義務が課せられたことで、現在では情報共有ができるようになっていきます。会議の主体としては市が設置する要保護児童対策ネットワーク協議会になるため、会議の案内は市の方へお願いして案内を出してもらっています。今は全国的にそのような仕組みになっています。要保護児童対策ネットワーク協議会では、代表者会議と実務者会議とケース会議、3つの会議が行われています。

(山崎委員)

3層の仕組みになっているのですね。これから充実を図っていく上で、話し合いの場を持つということが良いと思うのですが、それぞれがリーダーシップを取って、今挙げられた通りのことをお互いに行っていくことで充実が図られると思いますので、お願いしたいと思います。

(蔭山会長)

知立市には子ども条例がありますが、この計画に出ていません。私も条例を作る際に協力をさせていただきましたが、虐待については、とても神経を使いました。知立市の子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方の中には、やはり子ども条例に従ってというのが入るべきであろうと思います。深く関係する事業については、条例の意図を汲んで取り組む姿勢があるべきではないでしょうか。子どものための計画を検討しているのに、知立市の子ども条例が抜けているのは良くないですね。私は、名古屋市でも子ども・子育て支援事業計画でご協力させてもらっていますが、名古屋市では必ず条例を引っ張ってきています。条例については、必ず押さえないといけない視点であると思います。

(事務局)

申し訳ございません。入れていきたいと思えます。

(財津委員)

施策体系の基本目標1 子育ての支援の充実の(2)「地域における子育て支援サービスの充実」の中に、公園や身近な遊び場、安心安全な環境の充実については何か入っていますでしょうか。

P16のグラフで「公園など、身近な子どもの遊び場の充実」の設問で、「不満である」の割合が多いため、現状と充実させるための具体案等がありましたらお聞かせください。

(事務局)

アンケートでは、公園が狭い、身近に公園がない、というようなご不満が多くありました。事業内容の中身としては抜けておりました。担当課に確認しないと分からない部分もありますが、実際に、公園用地を取得することは計画上はないと思います。ただ、トイレのバリアフリー化の改修などの計画を立て順次進めているところではあります。児童センターなどについても、抜けている部分がありますので、そのあたりも含めて検討させていただきたいと思います。

(山崎委員)

P15の「育児休業を取得していない理由」という設問の答えで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、父親が36.5%と随分多いと思います。施策体系の基本目標3「職業生活と家庭生活の両立の推進」のところに關わることであり、改善していかなければならない部分だと思えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

一般企業などでは、育児休業が取りにくい雰囲気の企業が多いと思います。前回の次世代行動計画の中に一般企業の行動計画がありましたが、企業の育児休業制度の計画などを作っても、あまり守られていないということもあり、次世代行動計画が10年延長されました。

今回の、子ども・子育て支援事業計画の中では押さえにくいところです。本来は企業の計画で取り組むことであり、その中で国でも進めてはいると思います。文言として、それを今回の計画の中に入れるかどうかは検討させていただきたいと思います。

(服部友彦委員)

当社の場合、男性社員も女性社員も何ら区別がなく、男性社員でも育児休業を取られている方が結構います。実は、県からも宣伝してほしいという要望が来ておりますが、我が社だけ宣伝しても世間とのバランスが違ってしまうように感じます。夫婦で当社に勤められている方も結構いらっしゃいますが、父親が休むより母親が休む方が実質的に良いため、父親が出勤して母親が時短勤務を使われるケースが多いです。最近、特に若い男性社員ですが、フレキシブルに母親の代わり休まれる方も増えてきています。ただ、男性も積極的に育児休暇を取ってほしいと宣伝するものでもありませんので、非常に難しい部分があります。

(蔭山会長)

次世代も子育ても似たようなものですが、子育てには親の条件が整わなければいけないということもあるため、ご検討していただくということでもよろしいでしょうか。

(山崎委員)

根本的なものが、社会的に固まらないと、先へ進んでいかない問題かもしれません。

(蔭山会長)

文化の問題かもしれませんね。子育ては女性がするものだという長い歴史の中で、働くのは男性というのは、なかなか変革しません。協働ですという文化に至っていないため、男性の育児休業が取りにくいように思います。法律の問題というよりは、文化の問題でしょうね。

(山崎委員)

語弊があるかもしれませんが、今度の内閣改造で、女性大臣が増えましたが、一般企業で管理職になられる女性は結婚されていない方が多いと聞いたことがあります。女性登用の実態はそのようなものではないでしょうか。今後、女性活躍大臣などもできましたが、女性が社会に進出して活躍していくにはその辺りを変えていかないと追いついていかないと考えます。形だけポジションを与えても、生活が成り立っていない、もちろん子育てが成り立つ

ていかないと思います。

(服部友彦委員)

文化や意識は、こうしようと言って変えられるものではないと思います。社員が早く帰らなくてはいけない、休まなければいけないということに、会社としてどうフレキシブルに対応できるかという方向で考えています。迎えに行かなくてはいけない、買物しなくてはいけないといった状況を明確に考えながら、それにどう対応するか、どう仕事をずらせられるか、研究しているところです。定着すれば自然とつながっていくという考え方です。

(蔭山会長)

素案につきましては、色々ご意見を頂戴しました。子ども課の方でご検討いただく課題もいくつかございますが、それも含めて承認していただくということによろしいでしょうか。

(2) 知立市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容について

それでは、議題(2)に入りたいと思います。「(2) 知立市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容について」、事務局より説明をお願いします。

<資料5号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

ご質問等がありますでしょうか。

(鈴木副会長)

P4の③「子育て短期支援事業(ショートステイ)」についてですが、児童養護施設ということなので、重度の障害児の受け入れ先ではないですね。

(事務局)

児童養護施設なので、障害児の受け入れはありません。

(鈴木副会長)

重度の障害児のお子さんをお持ちの家庭では、利用希望がないのではなく、施設がないから預けることができないという現状を忘れていただきたくありません。ご存じのように愛知県は全国でも障害児や障害者の施設数がワースト2くらいで、大人も子どももショートステイもデイサービスも非常に困難を極めています。せめて、知立市だけでも重度の障害のあるお子さんがショートステイができるようにしていただきたいと思います。近々、福祉の里の一角に、重度障害者のグループホームができる予定ですが、入所者は4名です。本来ならそのようなところに併設して障害児のショートステイができるような施設ができればと願っております。ショートステイが足りているのではないという現実を知っていただき、検討していただければと思います。

(蔭山会長)

重度障害児のショートステイのご希望については、今ほどのように対応しているのですか。

(事務局)

市内には施設がないため、市外の施設を利用いただいています。市外のため、基本的には親の送迎が必要になります。それか、在宅という形になります。

(山崎委員)

P4の③と、P7の⑩に関係するかと思いますが、③「子育て短期支援事業」で実績0ということでもいいのでしょうか。

(事務局)

ファミリーサポートセンターに宿泊を伴う一時預かりをして欲しいというご相談はあるの

ですが、実際に利用したいという要望がないという状況のため、実績が0になっています。19年度には1件、7日間ほどのご利用がありました。

(山崎委員)

「保護者の疾病等の理由により」とありますが、保護者がどうしても養育できないため養護施設に預けてほしいという相談が学校にあり、児相に入ってもらって話を進めているケースがありました。そのようなケースとは違うのですか。

(事務局)

要保護や要支援の家庭であれば、児相で一時保護という形になろうかと思いますが、そうではない一般の家庭で、母親が出産で誰も上の子を見る人がいないなど、やむを得ない場合に養護施設で預かってもらうというご利用がここに当てはまります。要保護家庭が利用するものではないため、児相の一時保護の実績は入っておりません。

(蔭山会長)

ショートステイは基本的に何日ですか。

(事務局)

概ね7日間以内となっています。

(山崎委員)

児童養護施設という名称だったので、色々なケースでそこに入る児童がいるのかと思いました。実際、要保護家庭の児童は多いのですが、預かってもらう施設がどこにも空きがなく、児相に努力していただき、1か月以上たった後ようやく入れたというケースもあります。安城市や豊田市にお世話になっている子どももいます。広範囲に渡っているという現状はあります。

(蔭山会長)

そもそも知立市に施設がないのがいけませんね。要保護家庭や虐待を受けている児童が多いと考えると、ニーズはあると思いますが、なかなか知立市単独で作るという動きがありませんね。市長さんにもお願いはしていますが、難しいですね。ショートステイも必要ですが、それ以前にもっと長期的に保護しないといけない児童を、市外に頼っているという状況ですよ。何人くらいいるのですか。

(野々村委員)

数ははっきり分からないのですが、先生がおっしゃったようになり利用希望はあると思います。虐待などが心配、長期にわたって育てられない、といったケースは児相による一時保護や施設入所に対応していますが、自己都合による短期間のケースなどはショートステイでカバーしています。知立市には施設がないので安城市などにお世話になっています。児相の一時保護などの措置については無料ですが、ある程度自分でお金を出してやってもらうのではないといけないケースもあります。

(蔭山会長)

障害児のショートステイよりも、数は多いと思います。施設がないので、すぐに入所できず、とても困難な状況が発生させてしまっています。知立市の市民が我慢をせざるを得ないという状況は良くないと思います。どこか計画の中に入れていただきたいと思います。児相も、やろうと思っても、施設がなければやりようがないですね。

(野々村委員)

知立市内にも委託先があると非常にありがたいと思います。

(山崎委員)

P7の⑩について、この会議に参加させていただいて本当に勉強になると思ったことの1つがこの項目なのですが、確保の内容として「関係機関からの情報提供等により訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し」とありますが、学校から子ども課にこのような家庭があるので支援をお願いしたいということは、当然あっていいことですよ。

(事務局)

保健センターさんでやっただけの事業です。養育支援訪問について、妊娠・出産されるときに産院から「支援が必要な家庭である」と情報提供をしてもらうこともあります。それとは別に、妊娠届出証等で支援が必要な家庭を把握し、訪問をさせていただいています。要訪問までいかれるご家庭の場合は、児相や実務者会議に上げさせていただき、要保護会議と実務者会議で、必要があれば広く他の関係機関にもご検討いただくような場合もあります。ご家族は困ってはいないのかもしれませんが、スクリーニングさせていただきながら、という方法になります。

(山崎委員)

「保健師、助産師、保育士などの有資格者が訪問します」と書いてあるため、就学児には関係ないのかと思いつつご質問したのですが、実際、小学校に上がってきた家庭を現場で見ていると、支援が必要な家庭は学校で情報を掴むことが多いです。その場合は、教師が家庭訪問をして保護者の相談にのっています。家庭が困っているという話がありましたが、私は子どもが困っていると思います。その視点で見ると、小学校に上がったような年齢の子どもでも困っていることがたくさんあるわけです。どなたかが行って助けていただくということはできるわけですね。現状では、教師が家庭訪問し、父親や母親と相談して助言や指導をすることが多いです。

(蔭山会長)

山崎先生がおっしゃった子どもの支援制度のようなシステムは、どの事業が該当するのでしょうか。

(山崎委員)

この養育支援訪問事業だと思います。学校からお願いをして、学校と市と両輪でできるのではないかと思います。

(蔭山会長)

山崎先生がおっしゃったのは福祉の視点での養育支援ですね。この場合、保健師や助産師、保育士が訪問するとあるので、今回の計画では、医療保健の視点で、乳児の保健を中心とした養育支援訪問事業ということでしょうか。子どもがもう少し大きくなってくると、教育・福祉の視点で、保健所や保健センターは直接関係ない支援ではないかという発想を持ってしまう。子ども課や福祉課では、学童期の子どもへの支援は何かありますか。

(事務局)

小学生や中学生については、子ども課の家庭児童相談員が訪問しています。訪問する権限があるというわけではなく、ご相談を受けてからご家庭を訪問させていただくことが基本になります。学校からの情報はいただきたいのですが、相談員がその家庭を突然訪問するわけにもいきません。保健師が乳幼児健診の後のフォローとして訪問するのは違い、なかなか行きにくいという現状はあります。

(山崎委員)

今、お話を聞いていると、養育支援訪問事業の中で、小学生や中学生も対応するのは難しいということですね。

(事務局)

乳幼児健診のフォローや、リスクが高い子どもへの支援という事業ですので、難しいと思います。

(野々村委員)

保健師さんが訪問されているのは1歳くらいまでの子どもだと思います。その後の児童については家庭相談員さんがやっている部分があります。

(北村委員)

相談員さんは2人しかいないため、全然足りないと思います。計画をしっかりと練って、今後どうするかを考えていかないとはいけません。お金がないからできないでは、話がないがしろになって終わってしまいます。話し合う場所が必要だと思います。

保健センターで引っかかった子どもは、保育園、小学校とつなげられるのですが、保健センターに引っかからなかった子どもは、そのまま問題を見過ごされてしまいます。問題が見つかった段階で支援できるようなシステムを作らなければなりません。そこで、どう支援するかの計画を立て実行することで、トラブルを抱えたまま見過ごされている子どもに歯止めをかけることができます。高校に進学する子どももいますが、行けない子どももいます。将来的に生活保護になってしまうと、社会コストが上がってしまいます。なるべく小さいうちに社会コストを下げられる方法をみんなで考えられるといいなと思います。

(野々村委員)

P3の①「時間外保育事業」、P5の⑤「一時預かり事業」の幼稚園における一時預かり、延長保育ということだと思いますが、拡大するのは女性が働きやすいようにするため何時までやってもらえるのでしょうか。夜の延長時間は何時までで人数はどうかという表現の方が分かりやすいのではないかと思います。

(事務局)

保育園の場合は通常保育が4時までで、長時間保育が6時までです。それを越えた場合が延長保育となり、時間外保育に当たります。

保育園での延長保育はP3①「時間外保育事業」がそれに当たります。

(永田委員)

はなの木幼稚園では、15時までが通常保育で、15時から18時が預かり保育になります。早朝保育は8時から9時です。

(事務局)

基本的に今の時間の部分で想定しております。延長保育の時間を延ばすことにも取り組んでいきたいとは思っていますが、そこまではまだできていませんので、この想定については現在の時間を出しております。

(佐藤委員)

P4④「地域子育て支援拠点事業」について、量の見込みについてなので書けないことかもしれませんが、P3②「放課後児童健全育成事業」では各地域でそれぞれ対応されていますが、地域的には独自に行っていることもあると思うので、その点は知立市のオリジナルな部分だと思うので書いていただくと良いと思います。

(事務局)

具体的な確保の内容として定めるのは難しいですが、資料4号の素案で何らか触れられるのではないかと考えております。

(北村委員)

P1②「保育事業【3号認定（0歳児）】」ですが、設備的に大丈夫でも、保育士が少ないとこの人数には対応できないと思います。空きスペースあっても、保育士の助成がないため、最低基準は入れてもらえますが、年度途中から入っても受けられないということも含んでいることを前提におかないと、空いているから入れるというわけではありません。

幼稚園の預かり保育、保育園の一時預かりを同じところに書くと、意味合いが違い過ぎるので誤解を招きやすいと思います。幼稚園にも2号認定の子どもが入ってきます。保育園も新契約児は1号認定になると思います。施設ごとに1号認定が何人、2号認定が何人、3号認定が何人と設定しなければなりませんよね。その利用定員の振り分けはいつごろされるのですか。

（事務局）

認定と、定員は別の話になります。国からは秋に利用定員の振り分けをすると通知が来ています。市が考えているシステムでも、秋くらいにする予定ですが、具体的などころまでは分かりません。

（服部悟委員代理（生田氏））

P7「養育支援訪問事業」を知立市がどのような事業として位置付けるかで、量の見込みや確保の内容が随分変わってくると思います。他の市町では、例えば養育能力や家事能力が低く、このままでは虐待を起しかねない家庭にはヘルパーさんがかなり頻回訪問し、家事の支援をしたり、離乳食を一緒に作ったりしていらっしゃいます。そうすると1軒当たりの訪問回数が数か月間に100回近くというケースもあります。そのため、この量の見込みと確保の内容をどのように想定し設定されたのかをお聞きしたいと思います。先生方からも色々なお話がありましたが、このようなことをお考えの上で設定しないとイケなのではないかと思っています。

（事務局）

言葉的に誤解を招きやすい表現であったと思います。養育支援訪問とはいうものの、現実的には出産された方たちを対象としていますので、今おっしゃられた養育能力の低い方については別に事業を設けないとイケないのではないかと感じています。別々の事業として、それぞれの量の見込みが出せるかどうか検討させていただきます。

（蔭山会長）

全市的な見込みということですが、地域差を考えないとイケないものもあります。例えば「放課後児童健全育成事業」は小学校ごとの状況を加味しないとイケません。それについては、地域別の見込みがいます。もう一度出していただく必要があると思います。

また、担当者はご存じでも、一般市民が知らない用語が脚注なしに使われています。この計画は公表するため、市民が分かる表現でないといけません。具体的には1号、2号、3号認定などです。委員さんの中でも、分からない人がいるのではないのでしょうか。子ども課では常識かもしれませんが、配慮していただきたいと思っています。

（清水委員）

幼稚園の一時預かりと、保育園の一時預かりの違いが分かりにくいですね。また、それぞれの事業がどのような内容なのかが全体的に分かりにくいと思います。一般の方が分かりやすい説明を加えていただく必要があるかと思っています。

（3）子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の基準案について

（蔭山会長）

それでは、議題（3）はどう扱いますか。

（事務局）

前日も議論できずに、繰り越しになっていたものです。ご案内をさせていただき、ご意見をいただければと思っていたのですが、時間もなく、こちらの審議会での答申が必要な案件でもありませんので、次回以降、割愛させていただきます。

（蔭山会長）

資料3号については、個々にお目通しいたきて、疑問点やご意見がございましたら子ども課にご連絡していただくようお願いいたします。また、今後、議題として扱うことはありませんのでお願いいたします。

（4）その他

（吉田委員）

資料4号の施策体系の基本目標2「母子の健康の確保と増進」とありますが、保育園では冬に防寒着を着用することが認められていません。母親たちが保育園に着用を認めてほしいと要望を出しましたが、「市が決めたことなのでできません」と言われました。でも、時々屋外での活動があるために着用が認められる日があります。これは、防寒着を置いておくスペースがあるのに認められていないということです。元気けど少し鼻水が出ている子などが、症状を悪化させたりしています。着用を認めていただきたいと思います。登園時は着用していても、親が防寒着を持って帰らないといけません。子どもたちには着せないのに、先生たちはスモックの中に上着を着ています。親からは不満も出ます。

（北村委員）

私の保育園ではそのようなことはありませんが、公立の保育園では決まっているのでしょうか。うちの園でも、基本的には保護者の方に持って帰ってもらいますが、体調が悪いときには預かって防寒着を着せて保育しています。体調に合わせて対応しているとは思いますが。

（事務局）

ご要望ということで、検討させていただきます。

■閉会

（蔭山会長）

それでは、長時間ご審議いただきありがとうございます。事務局より、お願いいたします。

（事務局）

長時間ありがとうございます。資料3号については、お目通しいたきますようお願いいたします。

今回は、10月8日（水）10時より、場所が変わりますが、この中央公民館の第1・2展示室で行いたいと思っております。事前にご案内をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。本日は、ありがとうございます。

以上